－今号の目次－

* こども家庭庁 令和7年度予算概算要求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* + **こども家庭庁 令和7年度予算概算要求**

8月27日、令和7年度こども家庭庁予算概算要求※１が公表されました。こども家庭庁の令和7年度予算概算要求の全体像としては、一般会計4兆2,189億円、子ども・子育て支援特別会計2兆2,410億円が計上され、合計で6兆4,600億円の要求額となっています（上記金額には、デジタル庁一括計上予算は含まない）。

令和7年度予算については、下記第1～第4の柱に沿って、「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた事業を本格的に実行するために必要な予算が要求されています。また、加速化プラン以外の重要課題である、こどもの自殺対策やいじめ防止・不登校対策、こども性暴力防止法を含むこどもの安全対策などについても所要の予算が要求されています。

※1概算要求…各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要な予算を要求すること。この概算要求に基づき、財務省において、各省庁の政策や経費について精査したうえで、翌年度の政府予算案が作成される。

|  |
| --- |
| 概算要求の概要（主要事項）  **第1　こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化　1,304億円の内数+事項要求※2**  1　こども・若者世代の視点に立った政策推進の強化等  2　DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減  **第2　若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等　3,611億円の内数**  1　若い世代のライフデザインの可能性の最大化  2　社会全体で子育てを応援する環境・意識の醸成  3　妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援  **第3　より良い子育て環境の提供　4兆5,273億円の内数+事項要求**  1　誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換  2　保育の質の向上等  3　こどもの安心・安全の確保  **第4　すべてのこどもの健やかな成長の保障　1兆1,712億円の内数+事項要求**  1　いじめ・不登校、こどもの自殺対策  2　こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等  3　児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等  4　障害児支援・医療的ケア児支援等  ※2事項要求…概算要求時に政策の細部が決定していないなどのために、予算要求額を示さずに項目のみ記載・要求するもの。 |

　上記の主要事項の中で、保育に関わる予算については、下記のとおりです。とくに「第3より良い子育て環境の提供」においては、保育の質の向上等についての事項が記載されています。

|  |
| --- |
| **第1　こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化**  （事務局整理）  **2　DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減**  （2）DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減  　②保育DXの推進等   * 保育DXの推進：   　　　保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『ⅰ 保育所等の更なるICT環境整備』、『ⅱ 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『ⅲ 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。  • 保育所等におけるこどもの安全対策の推進  睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な　　機器（AI 見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を推進するため、補助率の嵩上げ（１/２→２/３）を行うとともに、性被害防止のための設備支援を行う。  **3　妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援**  　（3）乳幼児健診等の推進  ① 乳幼児健康診査の推進  • 「１か月児」及び「５歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。（令和５年度補正予算の事業の継続実施）  • 「１か月児」、「３～６か月児」、「９～11か月児」、「５歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。  **第3　より良い子育て環境の提供**  **1　誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換**  （2）地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業  　・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点　事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、産後ケア事業等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。  　【事項要求】  ◇ 新しい経済政策パッケージの実施  「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。  【主な拡充内容】  ◇ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、在籍園児数に関わらず、特別な配慮が必要な子どもを受け入れている場合に職員の加配ができるよう補助要件の見直しを行う。  ◇ 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。  ◇ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和７年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。  **2　保育の質の向上等**  （1）保育の質の向上等の推進  • 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対す　る研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。  （2）「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進  • 就園していないこどもを含めた全てのこどもの「はじめの100か月」（誕生前から幼児期まで）から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るため、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた効果的な広報のほか、普及啓発コンテンツ作成や地域コーディネーターの養成、科学的知見に関する調査研究を実施する。  （3）保育所整備費等の支援  • こども誰でも通園制度や人口減少地域における多機能化などの地方自治体の取組を積極的に支援するため補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）。※併せて待機児童数等を踏まえ嵩上げの要件等の見直しを行う。  （4）子どものための教育・保育給付の拡充  • 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。  • １歳児の職員配置改善について「こども未来戦略」を踏まえ、予算編成過程にお　いて検討する。  【子どものための教育・保育給付等の事項要求】  ◇ 社会保障の充実  令和７年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について、予算編成過程において検討する。  ◇ 新しい経済政策パッケージの実施  「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予　算編成過程において検討する。  ◇ 保育所等における１歳児の職員配置の改善  「こども未来戦略」に基づく保育所等における１歳児の職員配置改善については、　予算編成過程において検討する。  （5）保育士等の処遇改善  • 「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進め　る。  （6）保育人材の確保  • 指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、就職活動に係る経費等について充実するとともに、学生・生徒の保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを行う指定保育士養成施設に対しモデル的に支援する。  • また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場　環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回に要する経費を支援する。  （7）こども誰でも通園制度の制度化  • こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和７年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。  ※「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論の整理な　どを踏まえて事業を実施する。  • 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。  （8）過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業  • 過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、　地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。  **3　こどもの安心・安全の確保**  （3）こども性暴力防止法の施行に向けたシステム開発等  • こども性暴力防止法を円滑かつ着実に施行するため、令和７年度に行う重要課題・論点の検討やガイドライン等の作成のため調査研究や有識者会議の開催、これらを踏まえた広報活動等を行う。  • こども性暴力防止法の施行に当たり、民間教育保育等事業者からの認定申請、対象事業者からの犯罪事実確認書の交付申請、定期報告等の受付、審査等を行い、これらの認定・交付・監督するシステムの設計・開発を行う。  **第4　すべてのこどもの健やかな成長の保障**　1兆1,712億円の内数+事項要求  **3　児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等**  （1）こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等  　　⑧ 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進• 児童福祉司の任用資格の１つとして位置付けられた「こども家庭ソーシャルワーカー」について、資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。 |

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

　こども家庭庁＞ホーム＞政策予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>